

議会運営委員会

日 時 平成23年12月12日（月）午後 時 分から

場 所 第3委員会室

1 追加議案について

なし

2 12月14日（水）の議事日程について

（1）議事日程

第1 一般質問

第2 第1号議案から第27号議案まで（質疑、付託）

第3 請願について（付託）

（2）会議予定について

【1案】

14日 一般質問終了後（休憩）～ 議会運営委員会 ～ 会派会議 ～
本会議（質疑、付託）

【2案】

13日 一般質問終了後 ～ 議会運営委員会

14日 一般質問終了後質疑、付託（休憩入れず、散会まで）

※議会運営委員会の内容：質疑順序の確認、付託先

3 質疑通告期限（第1～27号議案）

12月13日（火）一般質問終了時

4 請願について<別紙No.1～5>

○公契約条例に関する請願 【総務文教】

紹介議員：明田議員、湊議員、馬場議員

○子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願 【総務文教】

紹介議員：立花議員、馬場議員、田中議員、並河議員、苗村議員

○暴力団排除条例の制定を求める請願 【総務文教】

紹介議員：並河議員、木曾議員、井上議員、齊藤議員、中澤議員
酒井議員、日高議員

○障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願【環境厚生】

紹介議員：明田議員、湊議員、馬場議員、日高議員

○国民の生命、財産と安全を守る一般国道9号防災整備を行う事務所・出張所の
存続を求める請願 【産業建設】

紹介議員：田中議員、立花議員、馬場議員、並河議員、苗村議員

5 陳情・要望について<2件>

○高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成を求める陳情書【環境厚生】

○地球社会建設決議陳情書【総務文教】

6 審議会等委員の推薦について

○障害者施策推進協議会委員（2年、1人、環境厚生常任委員長）

現委員：吉田議員 ⇒今定例会中に依頼なし

7 3月定例会日程について

○土曜議会

○一般質問4日間（質問者数により3日間）

○予算特別委員会審査6日間

（別紙No.6のとおり）

8 決算審査総括について

○決算特別委員会総括（別紙No.7）

○今後の検討について

9 議会報告会の意見について

○意見の対応について（別紙No.8）

10 その他

（1）当面の日程（12月15日～20日）

12月15日（木）10:00～ 総務文教常任委員会

〃 15:00～ 平和人権対策特別委員会

16日（金）10:00～ 環境厚生常任委員会

19日（月）10:00～ 産業建設常任委員会

20日（火）10:00～ 会派会議

〃 13:30～ 議会運営委員会

（2）次回議会運営委員会

件 名 公 契 約 条 例 に 関 す る 請 願

請願の要旨

行政が民間企業と公契約を締結する際には、民間企業の財務状況だけでなく、労働者の賃金、社会保険の適用状況、時間外・休日・深夜割増賃金の支払、有給休暇の取得および健康診断の受診状況など労働者の労働条件すべてにおいて法の遵守を求め、これらをチェックする仕組みを構築しなければなりません。

この仕組みをルール化した公契約条例の制定を請願します。

請願の理由

地方自治体は、公共サービスの効率化、コストダウンの要請が高まり、民間事業者への公共工事および委託における低価格・低単価の契約・発注が増大しています。事業を受託している企業や事業所も、受注額の引き下げを受忍せざるを得ない状況におかれています。

この結果、受注企業は最大経費である人件費削減に及び、このしわ寄せを受けた労働者は、働いても生活が成り立たない、いわゆる官製ワーキングプアが多数生まれ、生活保護世帯が著しく増加し、さらに地方公共団体の財政を圧迫する要因となっているという悪循環を打開するため、公契約条例の制定を請願するものです。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

平成23年 11 月 30 日

亀岡市議会議員 石野 善司 様

請願者（代表）

住 所 京都市上京区今出川通新町西入弁財天町3-3-2番地

氏 名 京都府社会保険労務士会

会 長 内藤 信之

京都府社会保険労務士政治連盟

会 長 堀谷 義明

ほか1名

子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

請 願 事 項

1. 熱中症等から児童・生徒を守り、快適な学習環境を整えるために、小・中学校の普通教室へのエアコンの設置を早急に実現してください。
2. 安全・安心で快適な教育環境を整えるために、老朽・危険個所やトイレの改修、雨漏りの防止など、小・中学校の施設・設備の改善を早急にはかってください。

請願趣旨

平成21年12月の亀岡市議会において、私たちが提出した

1. 教育施設の安全点検や耐震調査を行い、老朽・危険個所の改修や耐震補強工事を早急に進めてください。

2. 夏季の教室環境を整えるため、エアコンを普通教室に設置してください。

という請願が採択されました。

その後、耐震補強工事は計画的に実施されていますが、特に普通教室へのエアコンの設置はいまだ具体的な計画も示されていません。しかし、7月～9月の教室は、室温が35度を超える異常な暑さの日もあり、教室の中で熱中症になる危険すらあります。児童・生徒の健康面においても、快適な環境での学習という面においても、エアコンの設置が早急にどうしても必要です。また、雨漏り等、緊急に改修が求められる老朽・危険個所や、汚くてくさいトイレもまだ多く残されているのが実態であり、その改善が早急に必要です。

以上の趣旨を理解していただき、子どもたちへのゆきとどいた教育のために、請願事項を実現してくださることを切に要望します。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

2011年11月30日

亀岡市議会議長

石野 善司 様

請願者

子どもと教育・文化を守る亀岡市民の会

(亀岡市大井町並河坂井50 亀岡教育会館内)

代表委員 福嶋 儀治

(亀岡教職員組合執行委員長)

河内 玲子

(新日本婦人の会亀岡支部長)

三上 悟

(京都退職教職員の会口丹支部)

暴力団排除条例の制定を求める請願

請願の要旨

亀岡市が暴力団排除に関し基本的な理念を定め、市責務及び市民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除の推進に係る市の施策などを定めることにより、安全・安心で平穏な市民生活を確保することを目的とする市条例の制定を求めるものです。

請願の理由

亀岡市暴力追放協議会や篠町自治会は、亀岡市が昭和59年に制定した「暴力追放都市宣言」により市民と関係機関が一体となり積極的に暴力を追放し、明るい平和なまちづくりを推進されている中で、関係機関・企業や自治会などの団体と連携し、暴力団排除に係る活動を推進しているところです。

しかしながら、暴力団は依然として存在し、先日亀岡市内での組事務所設置の動きなどが新聞報道されたところです。

つきましては、公共事業からの暴力団排除等の市の事務事業における措置、市の設置した公の施設使用の不承認、また市民の利益供与の禁止などを定めた市条例の早期制定が必要であると考え請願するものです。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

平成23年11月29日

亀岡市議会議長 石野善司様

請願者

亀岡市暴力追放協議会

会長 矢田 勲

篠町自治会

会長 牧野吉明

障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願書

〔請願の趣旨〕 国の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会でしめされた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下提言という）は、幅広い障害者・関係者の意見が反映されたものとなっており、この提言を反映した新たな「障害者総合福祉法」が平成 24 年度通常国会で成立し制定されることが求められる。

〔請願の理由〕 新たな障害者総合福祉法の制定が、当自治体の障害者の施策と暮らしの向上等に不可欠であるため

記

〔請願項目〕

1. 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に基づき、新たな「障害者総合福祉法」の制定を求める意見書を提出してください。

地方自治法第 124 条の規程により、上記のとおり請願書を提出します。

平成 23 年 11 月 30 日

亀岡市議会議長

石 野 善 司 様

〔請願者〕

亀岡市身体障害者福祉協会
会長 隅田盛和

亀岡市障害児者を守る協議会
会長 山内節子

精神障害者家族会(まの会)
会長 野中正行

社会福祉法人花ノ木
理事長 酒井愛美

社会福祉法人松花苑
理事長 西藤二郎

社会福祉法人信和福祉会
理事長 林 安廣

特定非営利活動法人児童支援センターかめおか
理事長 山崎忠彦

社会福祉法人亀岡福祉会
理事長 西村 寛

国民の生命、財産と安全を守る一般国道9号防災整備を行う
事務所・出張所の存続をするよう求める請願

【請願の要旨】

国民の生命、財産と安全を守るため、一般国道9号の防災整備を行う事務所・出張所については、「国の責務」として存続するよう意見書を国へあげてください。また、災害時でも迅速に対応できる体制を確立できるよう働きかけてください。

【請願の理由】

一般国道9号における京都市西京区大枝沓掛町から亀岡市篠町王子までの4.7kmについては異常気象時には通行規制が行われます。

老ノ坂沓掛地区では、道路脇の法面に大きな転石や岩塊があり、落成する危険性があります。過去に幾度となく通行止めも実施しており、緊急輸送道路が分断され、地域社会・経済活動にも大きな支障を及ぼします。

9号沿線には、事業所、店舗、住宅などが連たんしており、地域住民の日常的な通勤、通学、店舗利用等を目的とした交通に利用されています。

異常気象時に対する道路の防災を高めることで、救援活動や物資等の流通に大きな役割を果たし、迅速な対応が可能となり、地域住民の生命、財産と安全を守る重要な役割を担うものとなります。

また、こうした防災対策については、地域ごとに差があってははいけません。

国において一定の整備が必要となります。

政府の地方分権改革推進委員会は、先般、国と地方の役割分担を踏まえ、国の出先機関の事務・権限及び組織の見直しを行い、出先機関が担っていた116項目の事務・権限について地方自治体への移譲や廃止・縮小等を行うこと、更には出先機関の統廃合などを求める第二次勧告をまとめました。また、地域主権戦略会議では、2014年度に関西と九州ブロックの地方整備局・経済産業局・地方環境事務所を移管するプロジェクトを設置し、今年12月にも閣議決定する動きとなっています。

政府が考える「地方分権・地方移譲」とは、国の役割は「外交」「防衛」「徴税」などに特化し、その他の生活に関する行政は、これまでの国の責任を放棄し、地方自治体の自己責任で行なうこととしています。

しかしながら、現行の税財政体系や財源の偏在に伴い、都市と地方との間で公共サービスの提供において格差が生じつつあることを鑑みれば、大きな役割を担ってきた国の出先機関の安易な統廃合は、更なる都市と地方の格差を生じることになります。「国の出先機関」の廃止によって、これまで道路や河川の「維持・管理」などを行ってきた事務所や出張所が廃止となり、これまで国が行ってきた行政サービスを地方自治体で維持しなければなり

ません。また、東日本大震災や台風12号における災害では、自治体だけの力では限界があったことから災害に強い国土を築くことは、これからの日本全体の課題です。そして今後、「防災」における必要性としては、地域を知る出先機関としての「事務所・出張所」の存続が不可欠となります。

「国の出先機関廃止」とは、究極の「地方切捨て政策」でしかありません。国の責任を放棄するだけでなく、国民の生命、財産と安全をも危険にさらします。

以上のことから、「国の出先機関」を廃止し、「地方分権・地方移譲」の名の下に「国の責任」を放棄することは許されません。京都国道事務所では、国民の生命、財産と安全を守る重要な事業を行っているところであり、これらの防災事業は国の責任において実施すべきことから、政府に意見書を提出いただきたくお願いします。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

平成23年11月30日

亀岡市議会議員 石野善司 様

請願代表者

住 所 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町870-8

氏 名 国土交通労働組合 近畿建設支部 京都分會

分会長 宮崎 聖雄

国土交通省管理職ユニオン 近畿支部 京都分会

分会長 辻極 日出生

平成24年3月亀岡市議会定例会日程（案）

会期：28日間

日	曜日	会 議 等	備 考
2/24	金	定例会招集告示、議運	幹事会、会派会議
25	土		
26	日		
27	月		
28	火		
29	水		
3/1	木		
2	金	定例会開会 ＜一般質問通告期限：14:00、請願書提出期限：17:00＞	
3	土		
4	日		
5	月		
6	火		
7	水		
8	木		
9	金		一般質問順序 ①緑風会 ②共産党議員団 ③公明党議員団 ④改革かめおか
10	土	一般質問（代表）	
11	日		
12	月	一般質問、議運（追加議案送付）	幹事会
13	火	一般質問 ＜質疑通告期限：一般質問終了時＞	
14	水	一般質問（追加議案提案） 常任委員会	
15	木	常任委員会 議運、本会議（補正予算採決）	幹事会、会派会議
16	金	予算特別委員会①	
17	土		
18	日		
19	月	予算特別委員会②	
20	祝・火		
21	水	予算特別委員会③	
22	木	予算特別委員会④	
23	金	予算特別委員会⑤	
24	土		
25	日		
26	月	予算特別委員会⑥＜意見書等提出期限：12:00＞	会派会議
27	火	議会運営委員会 ＜討論通告期限：16:00＞ 常任委員会（予備日）	幹事会、会派会議
28	水	事務整理	
29	木	予算特別委員会、常任委員会、議運、定例会閉会	幹事会、会派会議

平成23年9月定例会決算審査総括

平成23年11月24日（木）

＜決算に関する主要施策報告書＞

- ① 事務事業評価選定の際に必要。決算議案は当初提案で。
- ② 担当部によって内容に差がある。

＜事務事業評価＞

- ③ 個人評価の点数に幅がない。
- ④ 評価結果「改善」等の見直しが必要。

＜全体会での提言まとめ＞

- ⑤ 分科会評価を重視すべき、分科会の評価結果を再度議論するのは難しい。

＜重点質疑・現地調査＞

- ⑥ 議論する前に実施を。
- ⑦ 重点質疑の内容は決算に関連するもののみ。

＜附帯決議＞

- ⑧ 項目、内容を厳選すべき。

＜決算特別委員会のありかた＞

- ⑨ 委員数、分科会方式を検討すべき。

＜決算審査後の検討＞

- ⑩ 事務事業評価結果（附帯決議）を常任委員会で検証していくべき。
- ⑪ 上記⑩の検証結果を理事者等に伝える方法を検討すべき。

議会報告会で頂いた意見・要望等と回答について

◆議会運営委員会

会場	意見・要望などの概要	当日回答内容	対応		
			参考	報告	回答調査
大井 5	議会基本条例には議会の政策立案機能が規定されている。議員提案の実績は。	9月定例会では条例3件を議員提案した。議会として市政の課題を把握し、市長の施策を待つことなく自ら提案、実現していくことを目指し活動している。			
東 つ つ じ 3	事務事業評価が公開されていないと聞いているが今後どうか。	議会の会議は基本的にはすべて公開している。			
東 つ つ じ 6	国政の在り方についても市議会として国へ大いに声を上げてほしい。	様々な国の課題に対して亀岡市議会の意思として意見書を国へ出している。			
東 つ つ じ 1 1	議員定数の削減はどうか。	議会でも論議してきている。まず議員の活動をしっかりと市民にその姿を見せる事が大切である。議会報告会、議会だよりの充実、議会の活性化により委員会をはじめ多くの活動を理解していただく事がまず大事と考える。			
東 つ つ じ 1 2	議会の本会議が平日の日中にあるため傍聴に限られる。開催日時を多様化してほしい。	職員の勤務体制もあるが、今までにも休日、土曜日議会を開催してきた。今後も多様なニーズに応える努力を行う。インターネット中継、録画配信もあるので活用してほしい。			